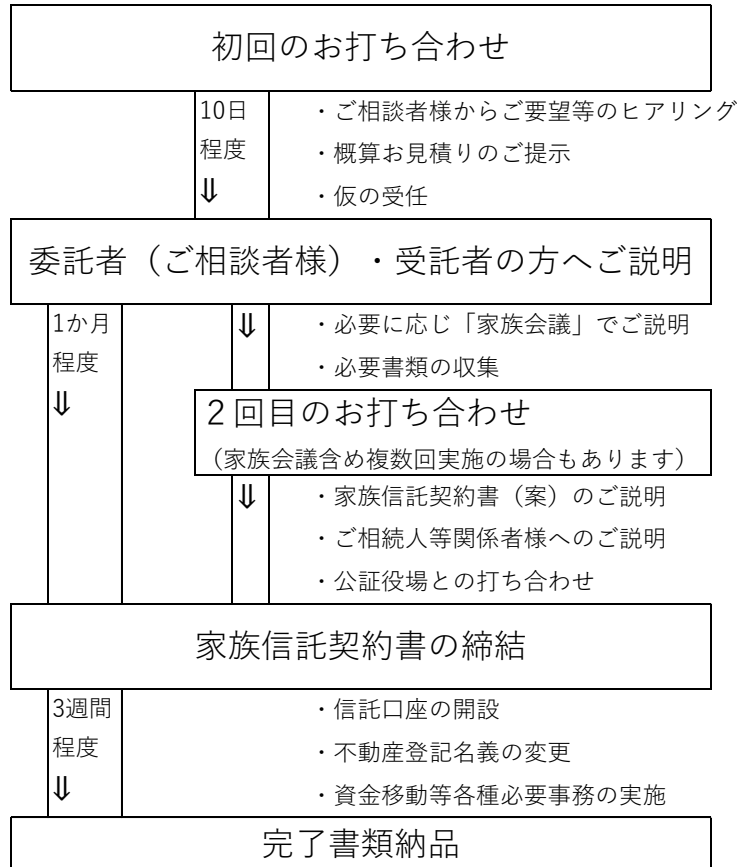


当事務所の家族信託組成サポート業務のポイント

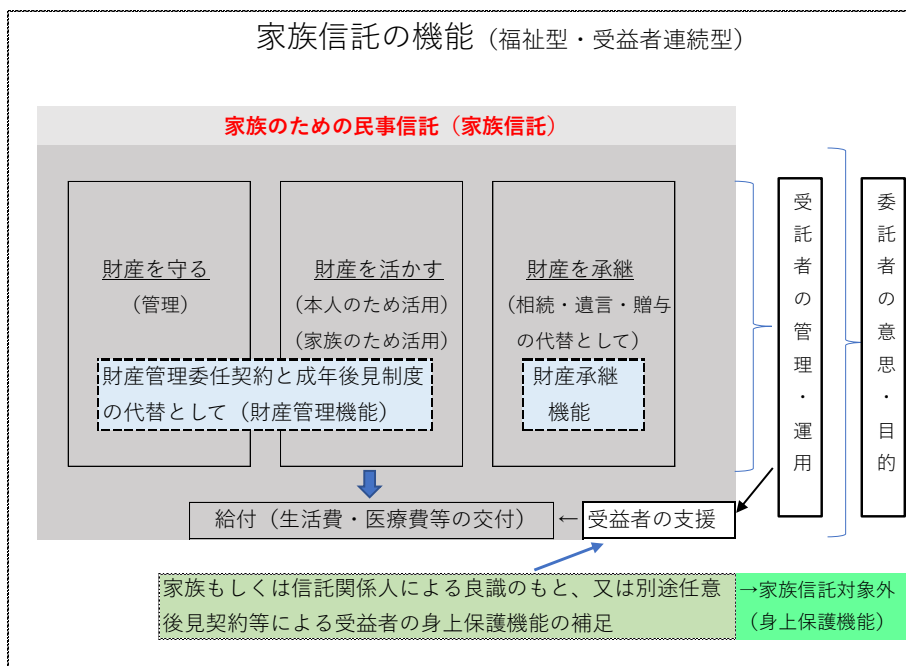
1. まず、業務遂行手順とポイントのご説明をします。

手続きと業務遂行の流れ



2. 特に委託者（ご相談者様）と受託者の方には、「家族信託」の制度の特徴について、深くご理解いただくため、分かり易く説明と解説をいたします。

<解説用資料 機能解説の例>



勿論、家族信託のメリットのみならずデメリットのご説明とご理解も促進します。

＜解説用資料 メリット、デメリット解説の例＞

家族信託のメリット・デメリット	
メリット	デメリット
<p>＜判断力低下後も資産管理・運用に安心を付与＞</p> <ul style="list-style-type: none">・判断能力が低下しても子等の第三者に自分の資産管理を委託することができる。・成年後見制度では、本人の財産を維持することが最大目的とされ、管理行為も本人のためのみだが、家族信託はより能動的な運用（資産の有効活用や家族のための相続税対策等）が可能。	<p>＜機能は資産管理のみ＞</p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度が有している身上監護権はないことに加え、本人の生活にかかわる法律行為の代理権がない。
<p>＜資産承継・事業承継対策＞</p> <p>遺言との比較において、遺言が自分の財産の承継先を一代限りのみ指定できるのに対し、家族信託は次世代先以降の承継先指定も可能である。また、事業承継においては、現経営者不測の事態においても、経営を安定的に維持・継続させる機能を付けられる。</p>	<p>＜信託財産は税務上損益通算が不可＞</p> <ul style="list-style-type: none">・信託財産以外の固有財産もしくは他に有している信託財産との損益通算はできない。・収益的に黒字となった信託財産には納税負担が常に生じる。
<p>＜不動産の共有化回避＞</p> <ul style="list-style-type: none">・複数の相続人で共有している（もしくは共有化しよう）不動産について、受託者1人に管理処分権限を集中できる。・管理処分権限とその不動産からもたらされる収益を分離することが可能で、収益部分は共有者に分割配分できる。	<p>＜長期間の当事者拘束＞</p> <p>受益者連続型信託等の家族信託は、30年以上の効力維持も可能であるが、受託者や受益者等の当事者は、原則その期間は契約内容に従わねばならず、委託者の意思に反する不満が出たり、争いの種になるケースもある。</p>
<p>＜財産（倒産）隔離機能＞</p> <p>信託された財産については、委託者や受託者の固有財産から分離されて管理されるため、委託者や受託者が自己破産しても債権者からの差し押さえ等の強制執行を回避できる。</p>	<p>＜制度に精通した専門家が少ない＞</p> <ul style="list-style-type: none">・家族信託を設計する法律知識が少ない場合、組成した契約内容やその運用過程において、後々トラブルに発展する可能性がある。・士業等専門家でも家族信託に深くかかわり精通した者が少なく、相談がままならない。
<p>＜相続発生時の資産凍結リスクを回避＞</p> <p>遺言や一般の遺産分割では、相続手続きに時間と手間を要するが、信託財産については委託者や受益者の相続発生後も資産凍結されることなく、受託者が継続的に管理運用することが可能であることに加え相続手続きもスムーズである。</p>	<p>＜税務申告等事務手続きが発生する＞</p> <p>基本、税務申告等（計算書提出等）の対象となる。</p>

3. 制度のご理解と利用応諾をいただいた後は、ご要望に沿った家族信託契約書（基本、公正証書による）を作成いたします。最新の法令対応に準拠し、専門家ならではの配慮と工夫がなされた契約書をご確認いただきます。

＜契約書（案）の例＞

<p style="text-align: center;">— 不動産等管理処分信託契約公正証書 —</p> <p>本公証人は、委託者 S（以下「委託者」という。）及び受託者 T（以下「受託者」という。）の囑託により、令和〇〇年〇〇月〇〇日、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。</p> <p>（信託の目的）</p> <p>第 1 条 本信託は、受託者が次条記載の信託財産を管理運用し、その他本信託目的の達成のために必要な行為をすることにより、第 4 条記載の受益者（以下「受益者」という。）に対し必要な財産の給付等を行い、その生活を支援しかつ福祉を確保することを目的とする。</p>

(信託契約及び信託財産)

第2条 委託者は、当初受託者に対し、次の不動産（以下「信託不動産」という。）及び次の金銭等金融資産（以下「信託金融資産」という。）を信託財産として信託し、当初受託者はこれを引き受けた（以下「本信託契約」といい、信託契約によって設定される信託を「本信託」という。）。

(1) 信託不動産（別記：駐車場用地）

(2) 金銭等金融資産

金銭 金〇〇〇万円

〇〇証券 〇〇支店預入の〇〇株式〇〇〇株

(委託者・受託者)

第3条 本契約の当初委託者と当初受託者は以下の者とする。

(当初委託者) 氏名 S 住所 生年月日

(当初受託者) 氏名 T 住所 生年月日

2 当初受託者が死亡するなど任務終了事由が発生したときは、次の者を指定する。

住所

氏名

生年月日

～以下、記載省略～

4. 契約締結後のアフターフォロー（サービス）も充実させます。

契約発効後、内容変更の必要が生じた、事務的な取り扱いがよくわからないといったお客様の問い合わせにも適切に対応いたします。